

平成19年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成19年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。

1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	12名 (内4名兼務)	4名 (兼務)	4名 (兼務)
葛城保健所	生活衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	8名 (内2名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
桜井保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	12名 (内5名兼務)	6名 (兼務)	6名 (兼務)
吉野保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	6名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
内吉野保健所	地域生活課	衛生係	5名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
保健所			43名 (内13名兼務)	13名 (兼務)	13名 (兼務)
食品衛生検査所	市場 食品検査課	食品検査係	4名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
	食肉検査課		10名 (兼務)	10名 (兼務)	10名 (兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルス・細菌 チーム	食中毒菌、ウイルス等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	5,368	(小規模認定)	7
	届出	5,212		(6)
葛城保健所	許可	3,987	(小規模認定)	8
	届出	2,390		(8)
桜井保健所	許可	4,941	(小規模認定)	11
	届出	4,672		(11)
吉野保健所	許可	1,369	(小規模認定)	2
	届出	1,505		(2)
内吉野保健所	許可	1,024	(小規模認定)	2
	届出	980		(2)
合計	許可	16,689	(小規模認定)	30
	届出	14,759		(29)

(ただし、休止施設を除く)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：16, 689施設、届出施設：14, 759施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
法違反等行政処分施設 平成18年度 食中毒の発生施設		3.0	10	28	93
その他、行政処分等を受けた施設		3.0	2	3	50
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	40	108	90
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	158	121	77
許 可 を 要 す る も の	飲 食 店	1.0	3,864	2,433	63
	一般食堂・レストラン等	1.0	3,864	2,433	63
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	29	30	34
	仕出し屋・弁当屋	2.0	746	1,009	68
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	19	58	102
	旅館・ホテル（食品等提供しない施設を除く）	2.0	293	303	52
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	4	10	83
	〃 (食品等提供しない施設)	0.2	3	1	167
	簡易宿所（食品等提供しない施設を除く）	1.0	146	88	60
	その他	0.2	3,395	1,960	289
	《簡易》飲食店（自動販売機を除く）	0.2	172	33	95
	〃 (自動販売機)	0.2	660	256	194
	菓子（パンを含む）製造業	1.0	986	971	98
	菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造に限る）	0.2	29	7	121
	《簡易》菓子製造業	0.2	60	10	83
	乳処理業	2.0	1	0	0
	乳製品製造業	2.0	5	10	100
	集乳業	1.0	1	1	100
	魚介類販売業	1.0	570	1,645	267
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	461	268	290
	魚介類せり売り営業	0.2	3	175	17500
	魚肉ねり製品製造業	2.0	12	46	177
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	25	45	173
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	28	23	82
	喫茶店営業	0.2	90	40	222
	《簡易》喫茶店営業（自動販売機を除く）	0.2	26	26	500
	〃 (自動販売機)	0.2	1,071	282	131
	あん類製造業	1.0	8	9	113
	アイスクリーム類製造業	1.0	19	37	195
	〃 (ワフラー・ムフィーザーによる営業に限る)	0.2	136	131	482
	〃 (HACCP施設)	3.0	1	4	133
	乳類販売業	0.2	1,808	1,266	349
	食肉処理業	2.0	42	80	93
	食肉販売業	1.0	401	862	213
	〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	700	361	257
	食肉製品製造業	2.0	11	52	217
	乳酸菌飲料製造業	2.0	1	4	200
	みそ製造業	1.0	37	27	73
	醤油製造業	1.0	27	33	122
	ソース類製造業	1.0	11	7	64
酒類製造業	1.0	41	26	63	
豆腐製造業（包装豆腐（充填豆腐）の製造施設に限る）	2.0	5	27	270	
〃	1.0	82	66	80	
納豆製造業	1.0	1	1	100	
めん類製造業	1.0	156	87	56	
〃 (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	31	22	355	
そうざい製造業	1.0	158	451	262	
添加物（法第11条第1項）製造業	2.0	17	9	26	
清涼飲料水製造業	2.0	38	32	42	
氷雪製造業	0.2	3	3	500	
氷雪販売業	0.2	14	5	167	
移 動 業 種	飲食店	0.2	78	6	38
	菓子製造業	0.2	36	1	14
	魚介類販売業	0.2	75	9	60
	喫茶店営業	0.2	4	1	125
	乳類販売業	0.2	15	1	33
	食肉販売業	0.2	34	2	29
計			16,689	13,352	122

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率(%)	
	A	B	C	C/(A×B)×100	
許可を要しない	学校	1.0	100	18	18.0
	給食施設				
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	68	28	20.6
	病院・診療所	1.0	70	29	41.4
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	10	38.5
	事業所	1.0	105	3	2.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	2	7.7
	その他	1.0	604	82	13.6
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	3	11.5
	乳搾取業	1.0	161	0	0.0
	GPセンター	1.0	5	5	100.0
	食品製造業	0.2	922	249	134.7
	野菜果物販売業	0.2	2,298	1,161	249.6
	そうざい販売業	0.2	1,273	872	342.0
もの	菓子(パンを含む)販売業	0.2	3,314	1,075	162.1
	食品販売業(上記以外)	0.2	5,255	1,517	143.7
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	0.2	3	1	166.7
	添加物の販売業	0.2	203	22	54.2
	氷雪採取業	0.2	0	0	0.0
	器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	0.2	339	99	144.3
	計		14,759	5,176	129.6

(2) と畜検査の実施状況

と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況については、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

年度	種類	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計	
		肉用	乳用	小計							
平成19年度	検査頭数	2,609	772	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339	
	処分状況	禁止			0	0	0	0	0	0	
		全部廃棄			5	0	0	15	0	0	20
		一部廃棄			2,098	2	1	4,686	0	0	6,787

※「とく」とは、生後1歳未満の子牛

(3) BSEスクリーニング検査の実施状況

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査及びと畜場法施行規則に基づくめん羊及び山羊に係る伝達海綿状脳症(TSE)の検査の実施状況については、表6-1及び表6-2のとおりです。

表6-1 BSEスクリーニング検査の実施状況

		生後30ヶ月以上	生後30ヶ月未満		合計
			生後30ヶ月未満 生後21ヶ月以上	生後21ヶ月未満	
平成19年	検査頭数	2,788	476	119	3,383
	BSE陽性	0	0	0	0
	BSE陰性	2,788	476	119	3,383

※BSE陽性の確認試験は国が実施

表6-2 TSEスクリーニング検査（12ヶ月齢以上）の実施状況

	めん羊	山 羊
TSE陽性	0	0
TSE陰性	1	0

（平成17年10月1日から法改正により検査開始）

(4) 食鳥検査の実施状況

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく食鳥検査の実施状況については、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

種類		ブロイラー（特殊鶏）	成 鶏
平成 19 年度	検査羽数	10,435	585,455
	処分状況		
	解体禁止	32	1,649
	全部廃棄	11	4,949
	一部廃棄	1	2,480

※大規模食鳥処理施設における検査数

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検 体	不適検体	項 目	不適項目	検 体	不適検体	項 目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	204	使用基準	160	21	6	0	58	18	18	0
		県指導基準			480	19			168	24
		その他			59	1			112	0
漬物	19	使用基準	9	0	25	0	8	0	16	0
		衛生規範			11	0			8	0
		その他			3	0			28	0
食鳥肉・食肉製品等	24	成分規格	14	2	12	0	7	0	6	0
		使用基準			6	0			8	0
		その他			40	5			37	0
魚介類等	54	成分規格	27	3	25	0	91	0	75	0
		使用基準			8	0			25	0
		暫定的規制値			0	0			8	0
		県指導基準			14	0			38	0
		その他			58	3			356	0
清涼飲料水	3	成分規格	3	0	15	0			0	0
氷菓・アイスクリーム類等	13	成分規格	13	0	38	0	0	0	0	0
		その他			4	0			0	0
乳及び乳製品	0	成分規格	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
豆腐類	44	県指導基準	26	7	43	7	12	1	24	1
		その他			6	0			24	0
冷凍食品	7	成分規格	3	0	6	0	4	0	16	0
		その他			0	0			0	0
めん類	36	使用基準	14	0	3	0	22	0	0	0
		衛生規範			36	0			66	0
		その他			7	0			22	0
菓子類	38	使用基準	30	3	20	0	8	1	28	0
		衛生規範			39	1			2	0
		指導要領			8	0			0	0
		県指導基準			39	2			21	1
		その他			3	0			9	0
青果類	37	成分規格	9	1	1,044	1	28	0	3,248	0
		使用基準			0	0			16	0
野菜・果実加工品	18	その他	14	0	266	0	5	0	19	0
		使用基準			0	0			16	0
缶詰・瓶詰食品	2	成分規格	0	0	0	0	2	0	2	0
		その他			0	0			2	0
卵(液卵を含む)	17	成分規格	5	0	30	0	13	0	4	0
		指導要領			0	0			4	0
		その他			15	0			59	0
食品添加物・調味料・みそ等	14	成分規格	9	0	0	0	5	0	0	0
		使用基準			52	0			20	0
		その他			0	0			20	0
輸入食品	20	成分規格	28	0	1,524	0	0	0	0	0
		使用基準			21	0			0	0
栄養機能食品	1	規格基準	1	0	1	0	0	0	0	0
アレルギー物質	0	その他	4	0	4	0	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	15	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
ふきとり検査(設備器具等)	225	その他	0	0	0	0	199	17	796	17
合 計	791		369	37	3,971	39	462	37	5,321	43

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

(6) 農産物等モニタリング検査について

奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去			
		検体	不適検体	項目	不適項目
レタス	成分規格 (残留農薬)	1	0	116	0
トマト		2	0	232	0
梅		2	0	232	0
茶		4	0	464	0
柿		11	0	1,276	0
なす		5	0	580	0
ふとねぎ		1	0	116	0
いちご		5	0	580	0
ネギ		2	0	232	0
オクラ		2	0	232	0
		35	0	4,060	0

116農薬について、一斉分析を行った。

(7) 不良食品の発生状況について

食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等	第6条				第11条				第19条	第20条	その他	計
	腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	誇大虚偽 表示・広 告	有症 苦情 等	
食 品	1 菓子類			1	19				3	1	4	28
	2 乳及び乳製品				1						2	3
	3 食肉及び食肉製品				2						6	8
	4 魚介類及びその加工品								1		2	3
	5 冷凍食品										1	1
	6 清涼飲料水	1			4							5
	7 調味料類			1				1				2
	8 豆腐及びその加工品				1							1
	9 めん類				4						1	5
	10 惣菜及びその半製品	1								1	1	3
	11 漬物				3					1		4
	12 鯨肉製品											
	13 弁当				2				1		3	6
	14 果実・野菜及び茶				2						6	8
	15 その他の製品	1		2	5				1		10	19
食品添加物及びその製剤												
器具及び容器包装					1						4	5
合計	3		4	43	1			1	6	3	40	101

(8) 一斉取締りの実施について

ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表11のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成19年度末現在施設数	16,689	16,689
	立入検査延べ施設数	3,529	1,055
	施設基準違反	0	0
	管理運営基準違反	17	11
	製造基準違反	0	0
	表示基準違反	1	4
届出施設	平成19年度末現在施設数	14,759	14,759
	立入検査延べ施設数	1,294	562
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	0	3
	表示基準違反	0	0
食品の検査	検査件数	140	63
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	0
	成分規格違反（第11条違反）	0	0
	表示違反（第19条違反）	1	0
	要領等に基づく違反	10	3

イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設824施設、届出施設335施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表12のとおりです。

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	41	20	4	3
5月	77	12	0	0
6月	102	33	0	0
7月	246	80	0	0
8月	55	5	0	0
9月	230	57	0	0
10月	66	29	0	0
11月	162	55	11	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	81	26	0	0
	1,060	317	15	3

4 食中毒の発生状況について

平成19年度の食中毒発生状況の概要は、表13のとおりです。

また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表14のとおりです。

表13 食中毒の発生状況

N o.	発生日	保健所	原因施設	検数	患者数	原因物質	事後措置
1	4/8	奈良市	飲食店（旅館）	17	11	黄色ブドウ球菌	2日間営業停止
2	4/14	葛城	飲食店（一般食堂）	113	40	ノロウイルス	2日間営業停止
3	4/30	郡山	飲食店（居酒屋）	7	5	カンピロバクター	2日間営業停止
4	5/5	葛城	飲食店（仕出し屋）	136	73	ウェルシュ菌	2日間営業停止
5	5/24	奈良市	飲食店（ホテル・ レストラン） 菓子製造業	184	22	ウェルシュ菌	2日間営業停止
6	5/27	郡山	飲食店（居酒屋）	11	9	カンピロバクター	2日間営業停止
7	5/27	奈良市	不明	不明	11	カンピロバクター	
8	7/12	葛城	小学校	13	5	ソラニン	指導
9	7/16	葛城	高等学校	80	37	ノロウイルス	指導
10	8/25	奈良市	飲食店（お好焼屋）	37	15	カンピロバクター	2日間営業停止
11	9/17	郡山	飲食店（仕出し屋）	183	105	サルモネラ菌	4日間営業停止
12	10/3	奈良市	飲食店（居酒屋）	10	3	カンピロバクター	3日間営業停止
13	10/18	奈良市	飲食店（旅館）	28	9	不明	2日間営業停止
14	10/27	桜井	飲食店（一般食堂 ・弁当屋）	485	282	ウェルシュ菌	2日間営業停止
合計 14件（県：8件、市：6件）					627		

表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 ^{HC}	葛城 ^{HC}	桜井 ^{HC}	吉野 ^{HC}	内吉野 ^{HC}			
4月	36	21	37	0	1	95	343	ノロウイルス、カンピロバクター
5月	24	40	0	0	0	64	377	カンピロバクター、ウェルシュ
6月	16	7	0	0	0	23	30	カンピロバクター
7月	11	23	5	0	0	39	170	ノロウイルス、カンピロバクター
8月	14	3	4	0	0	21	166	カンピロバクター、腸炎ビブリオ
9月	40	0	0	0	0	40	307	サルモネラ
10月	8	2	33	0	0	43	178	ノロウイルス、サルモネラ、ウェルシュ
11月	0	1	0	0	0	1	10	ノロウイルス
12月	31	30	0	0	0	61	105	ノロウイルス
1月	4	10	0	0	0	14	42	ノロウイルス
2月	24	4	9	3	0	40	192	ノロウイルス
3月	9	0	16	0	0	25	82	ノロウイルス
合計	217	141	104	3	1	466	2,002	

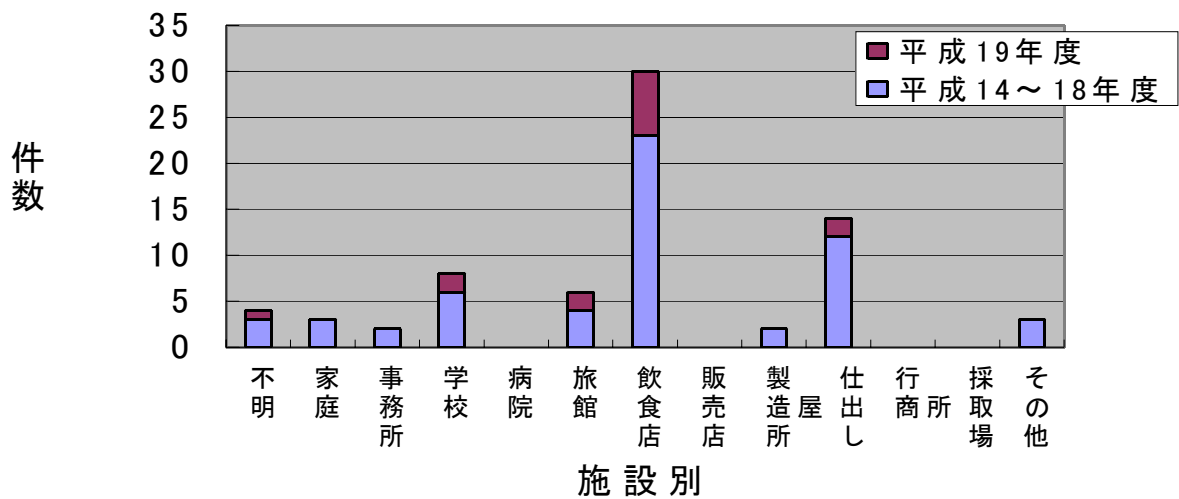
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び19年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成14～18年度	3	3	2	6		4	23		2	12			3	58
平成19年度	1			2		2	7			2				14

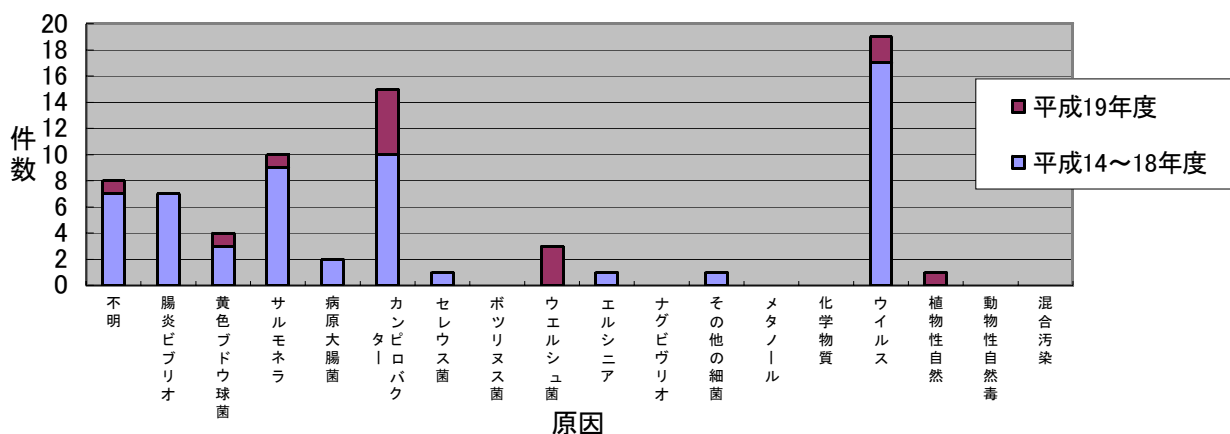
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び19年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシュ菌	エルシニア	ナグビウリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成14～18年度	7	7	3	9	2	10	1	0	0	1	0	1	0	0	17	0	0	0	58
平成19年度	1	0	1	1	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	14

※奈良市を含む



5 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	2	316
	事業者・給食関係者等	82	3,639
	学 生	5	171
合 計		89	4,126

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数		認証者数	
	H18.4.1～H19.3.31	延べ受講者数	H18.4.1～H19.3.31	延べ認証者数
郡山保健所管内	185	6,766	100	991
葛城保健所管内	213	7,700	89	969
桜井保健所管内	206	9,496	101	921
吉野保健所管内	29	2,065	4	164
内吉野保健所管内	0	1,236	19	123
奈良市保健所管内	260	14,959	188	1792
合 計	893	42,222	501	4,960

6 食品関連の相談状況について

奈良県食品・生活相談センター、食の安全・消費生活相談窓口及び各保健所の食の安全相談窓口に寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別状況は、表17-2のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年 月	食品・生活相談センター及び 食の安全・消費生活相談窓口	各 保 健 所 食の安全相談窓口
平成19年 4月	19件	18件
平成19年 5月	27件	15件
平成19年 6月	44件	15件
平成19年 7月	53件	11件
平成19年 8月	43件	10件
平成19年 9月	31件	5件
平成19年 10月	43件	10件
平成19年 11月	23件	23件
平成19年 12月	38件	15件
平成20年 1月	30件	19件
平成20年 2月	42件	14件
平成20年 3月	24件	10件
計	417件	165件
合計	582件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B 10	食料品一般	49	B 32	菓子類	44
B 21	穀類	35	B 33	飲料	47
B 22	魚介類	30	B 34	酒類	6
B 23	肉類	19	B 40	調理食品	77
B 24	乳卵類	15	B 51	健康食品	119
B 25	野菜・海草	51	B 52	食料品その他	39
B 26	油脂・調味料	30	その他		1
B 31	果物	20	合 計 (件 数)		582

7 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設				1			1
	食品衛生功労			1	1		1	3
	調理師関係功労		1				1	2
知事表彰	食品衛生優良施設	1			1		2	4
	食品衛生功労	5	3	3	1	2	2	16
	調理師関係功労						2	2
合 計		6	3	4	4	2	7	28(※26)

※調理師関係功労を含む。

8 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管 内		郡 山 保健所	葛 城 保健所	桜 井 保健所	吉 野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平成 19 年度	食品衛生指導員数	164	79	104	64	43	46	500
	活動食品衛生指導員数	148	78	100	64	43	39	472
	活動延日数	2,900	1,888	2,940	1,910	1,079	759	11,476
	指導指導施設数	10,123	4,803	6,624	5,083	3,030	2,239	11,656